

議案第46号

野井倉・三本杉辺地に係る総合整備計画の策定について

別紙のとおり、野井倉・三本杉辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和3年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

総合整備計画書

鳥取県琴浦町野井倉・三本杉辺地

(辺地の人口 196人)

(面積 10.3km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 大字野井倉、大字三本杉 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 大字三本杉1209番3 |
| (3) 辺地度の点数 | 169点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 除雪対策事業

野井倉・三本杉辺地は、山間集落であり冬季間は積雪が多く、除雪作業が困難を極める状況となっている。

現有の除雪ロータリーは昭和61年の導入から35年が経過し、老朽化が著しく修理費も増大している。また、一部部品が廃版になっており、修繕が困難な状況である。

現有機械を破棄し、更新することで、作業の迅速化と効率化を図り、安心安全な地域交通の確保と生活環境の確保を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和3年度の1年間

(単位:千円)

区分 施設名 / 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
除雪機械	琴浦町	19,885	10,937	8,948	8,948
合計		19,885	10,937	8,948	8,948

第六号様式

辺地度点数算定表 (本土) (離島)

鳥取 都道府県 東伯郡 琴浦町 野井倉・三本杉 地域

〔人口 196人
面積 10.3km²〕

離島を除く

区分	距離 (イ)km	単位距離 (ロ)km	(イ) (ロ)	点数	備考	
駅又はバス停留所	0.01	0.20	0.05	1	三本杉上 駅 停留所	
小学校	A	0.30	0.17	1.76	34	聖郷小学校 (級地)
	B	10.59	0.33	32.09		
	計	10.89		33.85		
中学校	A	0.11	0.33	0.33	21	東伯中学校 (級地)
	B	13.36	0.67	19.94		
	計	13.47		20.27		
義務教育学校	A		0.11			義務教育学校 (級地)
	B		0.22			
	計					
高等学校	A	0.89	1.00	0.89	11	鳥取中央育英 高等学校
	B	19.95	2.00	9.98		
	計	20.84		10.87		
中等教育学校	A		0.25			中等教育学校
	B		0.50			
	計					
医療機関	A	0.11	0.17	0.65	41	病一院 診療所 谷口病院附属 医一院
	B	13.11	0.33	39.73		
	計	13.22		40.38		
郵便局	A	0.01	0.33	0.03	5	古布庄 郵便局
	B	3.28	0.67	4.90		
	計	3.29		4.93		
役場	A	0.01	0.67	0.01	10	
	B	13.11	1.33	9.86		
	計	13.12		9.87		
近傍の市役所等	A	0.29	1.67	0.17	11	倉吉市 郡一町
	B	33.95	3.33	10.20		
	計	34.24		10.37		
船着場	A		0.13			港
	B		0.27			
	計					
船着場から本土の定期航行の発着場までの距離		0.50				市(町村) 港
計				(ハ) 134 点		

本土を除く

鉄道又は定期バスの一日往復回数	5 回	(ニ) 10 点	船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数	回	(ホ) 点
-----------------	-----	----------	------------------------	---	-------

鉄道又は定期バスの運行休止期間	月～月 日間	(ヘ)	運休の理由	点
-----------------	--------	-----	-------	---

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)	(ト) 144 点
------------------	-----------

地域の総戸数 C	無点灯戸数 D	D/C %	点数
70 戸	戸		(チ) 点
電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間帯			点数 (リ) 点
飲用水を主として天水又は川水等から求めている場合の状況			点数 (ヌ) 点
地域に電話がない場合の状況 (もよりの電話所在地までの距離 km)			点数 (ル) 点
当該地域において携帯電話が一家も通じない場合 (もよりの電話所在地までの距離 km)			点数 (ロ) 点

特定振興山村の状況	振興山村の名称	古布庄村	振興山村の指定年月日	昭和43年12月28日	財政力指数 (平成29年度～令和元年度)	0.31	点数 (ワ) 25 点	点数 (ゾ)
半島振興対策実施地域市町村の状況	名称		名称		名称		点数 (カ) 点	
(1) 郡市名			町村名				点	
(2) (1)の市町村における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況 (1)の市町村の市役所又は町村役場から、次の施設までの所要時間	①高速自動車国道のインターチェンジ	分	②空港	分	③新幹線鉄道の停車駅	分	計 (①+②+③)	分 点
島の状況	名称		名称		名称		点数 (タ) 点	
(1) 島の島における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況 (1)の島の交通の中心地から、次の施設までの所要時間	①高速自動車国道のインターチェンジ	分	②空港	分	③新幹線鉄道の停車駅	分	計 (①+②+③)	分 点 25 点

計 (イ)+(ロ)+(ス)+(ウ)+(ジ)	(ツ) 25 点
-----------------------	----------

計 (ト)+(ツ)	169 点
-----------	-------